

アルミニウム合金材の規格に関する事項

改正規則等

鋼船規則 K 編
鋼船規則検査要領 K 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

アルミニウム合金材の規格に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 W25 では、船体構造用アルミ合金材に関する要件が規定されている。同統一規則には、圧延材における調質方法（以下、質別とする）毎の要件が規定されているが、加工硬化を施した質別の 1 つである H111 については、その要件が規定されていない。

本件に関し、業界より圧延材においても H111 に関する要件を設けて欲しい旨の要望が IACS に寄せられたことから、IACS は圧延材の質別に H111 に関する要件を規定し、2011 年 12 月に IACS 統一規則 W25(Rev.4)を採択した。

今般、IACS 統一規則 W25(Rev.4)に基づき、関連規則を改めた。

改正内容

- (1) アルミニウム合金材の圧延材の質別に H111 を追加した。
- (2) 耐食性試験における ASTM B928 の参照箇所に関する記述を改めた。
- (3) 耐食性試験が必要となる質別に H111 及び H112 を追加した。